

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(平成29年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 38,223百万円

1. 社会保障施策の充実(24,045百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 育 て	教育・保育給付費	22,676			10,120	12,556
	地域子ども・子育て支援事業費	4,119	13		2,287	1,819
	児童保護措置費	4,531	2,228	14	452	1,837
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	71,642			652	70,990
	国民健康保険助成費	48,438			3,608	44,830
	難病等対策費	7,439	3,672		3,641	126
	地域医療総合確保事業費	2,898	1,869	53	935	41
	介護給付費負担金	55,656			1,478	54,178
	介護保険地域支援事業交付金	3,414			209	3,205
	地域介護総合確保事業費	1,960	1,314		646	
診療報酬の充実	16,463	4,657	5	17	11,784	
合計	239,236	13,753	72	24,045	201,366	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(14,178百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。